

○上尾伊奈資源循環組合議会傍聴規則

令和5年4月11日議会規則第2号

上尾伊奈資源循環組合議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第130条第3項の規定に基づき、上尾伊奈資源循環組合議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、当該会議の当日に傍聴受付簿に住所及び氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付は、先着順に行うものとする。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴を終えたときは、直ちに傍聴券を返却しなければならない。

4 傍聴人の人数は、傍聴席の状況により、議長が定める。

(議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 他の者に著しく不快感、威圧感等を与える服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓等を持っている者

(6) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

- (2) 大声で話をするなど、騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章等を着用するなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 理由もなく頻繁に席を離れないこと。
- (7) CD又はMDのプレーヤー及びこれに類するもの、携帯電話、パーソナルコンピュータ、ポケットゲーム等の情報通信機器等の電源を切ること。ただし、報道関係者が時事の報道を目的とし、他の者に迷惑を及ぼすことなく情報通信機器等を使用する場合は、この限りでない。
- (8) 写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 地方自治法第292条において準用する同法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(文書等の閲覧)

第10条 議長は、傍聴人の権利を十分尊重し、会議において配布する議案書及び付随資料等を傍聴人の閲覧に供するよう努めなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。